

史料 鳥取藩における被差別部落の歴史

宇 田 川 宏

弘化二年「下味野村穢多宗門改帳」

(奥書)

(初頁)

(表紙)

弘化二年
 下味野村
 穢多宗門
 改帳
 大藏寺
 大藏寺
 大藏寺

弘化二年
 下味野村
 穢多宗門
 改帳
 大藏寺
 大藏寺
 大藏寺

弘化二年
 下味野村
 穢多宗門
 改帳
 大藏寺
 大藏寺
 大藏寺

明治四年「太政官布告」御布告控

明治四年
 太政官
 御布告控
 太政官
 御布告控
 太政官

明治四年
 太政官
 御布告控
 太政官
 御布告控
 太政官

明治四年
 太政官
 御布告控
 太政官
 御布告控
 太政官

(九) 解放令前後

一、解放令の布達

鳥取藩政史料の中には維新後のものも相当あるが、賤民史を見る上ではこれというものを見ない。以下管見する限りの史料を紹介し、解放令前後の問題を提起することにする。

西園寺山陰鎮撫使が来巡したのは慶応四年の二月である。鳥取藩にも少壮の勤王志士たちが育っていたが藩主慶徳が將軍の兄に當る関係等で藩論の統一もうまく行かなかつた。新政策の受入れも必ずしもスムーズにいつていない。

新政府は矢つぎばやに諸政策を公にした。池田家資料の「御布告控」はそれを逐一記録している。この中に解放令も書きとめられていた。「藩史」には明治期の民政として次のように記している。

(前略) 非人・穢多・鉢屋等の根帳は明治二年刑法局の管轄なりしが、四年八月民政局に移管あり、九月一般民籍に編入せられ、(後略) とある。

解放令については次のように記されている

②37 明治四年九月「御布告控」

太政官并大蔵省より別紙之通御達有之候間早々宜取斗此段

相達候事。

九月十三日

弁事

其県管轄内四民穢多非人ニ至ル迄当年八十八歳以上相成候者并戊辰歳以来昨庚午十二月晦日迄棄兒員数共早々可申立候。尤以後兩条共前年分翌年正月毎ニ増減之廉相認メ届書可差出候事

但し極老棄兒共名前不及書出歳付而已致し可差出事。

辛未八月

大蔵省

穢多非人等之稱被廢候条一般民籍ニ編入シ身分職業共都て同一ニ相成候様可取扱尤地租其外除蠲ノ仕事モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省え可伺出事。

辛未八月

太政官

穢多非人等之稱被廢候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事。

辛未八月

太政官

解放令に伴つて「華族ヨリ平民ニ至迄互ニ婚姻被差許候条」と婚姻の自由などの太政官布告も発せられた。また氏神は近隣の社、氏神の氏子にすることも通達している。『鳥取県歴史』によると本県にも「議事大体条令」が達せられ、その中に次のような一文がある。

②38 明治五年四月「議事大体条令」

(前略) 四民同一ノ權ヲ得セシメ、人民種類アルベカラザ

ル所以ヲ明ラカニシ、以テ華族ヨリ平民マデ互ニ嫁娶スルノ路ヲ開カシメ、千百年汚穢非人ノ名目ヲ号ケル人間ノ外ニ棄テラレタル族ヲモ潔ク洗条アリ、(後略)

この条令が如何なる視点にて被差別者を見ているかは瞭然としてゐる。棄民思想や、「穢れ」に対し「清メ」を行なへという発想もある。松山藩ではこの時神社によつて清祓式なるものが行われた⁽¹⁾。

〔解放令反対の動き〕

解放令反対の無知・無理解と憎悪にみちた暴挙は各地で起つた。長州藩ではその動きを察して次々と触出しを行つて、これを抑えている。隣県北条県におこつた解放令反対一揆は直ちに本県へ伝えられている。次は岡崎静雄なる人の報告である。

②39 明治六年六月「御新田部屋日記」

一明治六年癸酉五月廿六日昼後かゞみ谷より起り、同村戸長所打めぎ、其上焼払ニ致し、其人数都合千五百人位之由、山内と久世辺え向式ツニ分レ、久世辺え向候人数は同宿穢多不残焼払、順々新宿宿辺迄参り候心得哉、廿七日夕神代村迄参り候由。津山近在へ向候人数ハ廿六日夕中菅村穢多不残焼払、夫より何連え参り候事哉、風聞ニてハ北条県参事殿預ケ置、是も何連え参候事哉不分叶、

順々村々残ル処なく勢ヲ揃へ、其上津山え出候由迄評判

ニ御座候。

ケ条咄し

(前略) 次ニ故穢多焼払候儀ハ平人同様被仰付候より大へすテつくしいらざる穢多焼払可申との事ニ御座候由。

穢多焼払ニ致し候咄ヲ穢多承り、役所へ焼払丈ケハゆるし呉候杯願出候由。

(下略)

報告によればこの騒動において戸長所や学校も焼払われており、その理由も記されている。その点では血税反対一揆と同様のものであり、銚先きが「平人同様被仰付候」故穢多村に向けられたものと解すべきであろう。この部落民の破壊、焼失の軒数は百三十四軒にのぼつた⁽²⁾。

生田清報告によると本県でも未遂ながら八東郡においてその挙があつた。翌月の六月のことである。幸い東村の一百姓の通報によつて二部落焼打という暴挙は阻止されたが、差別の根強さ、就中村人にとつて身分の違いをたてに、事ある毎に差別し続けてきた部落民が同等の身分になることが耐えられなかつたのである。それ程身分制は村々に根強く、きびしく浸透し存続してきたということもある。両部落には百姓村の上層をも上廻る富裕な二戸があつたこともその一因であつただろう。

史料 鳥取藩における被差別部落の歴史

昭和五十四年六月 日発行

(非売品)

著者 鳥取県東伯郡北条町島

宇田川 宏

印刷 鳥取県倉吉市宮川町二

(有) 矢積印刷